

公 示 日 : 2022 年 12 月 14 日 (水)

調達管理番号 : 22a00780

国 名 : マダガスカル

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : マダガスカル国コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト (小型農機品質管理・検査体制構築)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 小型農機品質管理・検査体制構築
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 2 月上旬から 2023 年 7 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 2.50、国内 0.70、合計 3.20
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 4 日、現地業務 30 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 45 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 1 月 5 日 (木) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場

合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年1月17日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	機械製造、品質管理、製造検査に関する業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語。(なお、仏語ができれば望ましい。)

※仏語の語学能力認定書を有する場合には、英語の認定書のみならず仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

マダガスカルにおいてコメは最も重要な穀物である。稲作は全耕地面積の約4割を占め、コメの総生産量は403万トン/年(MAEP, 2018)、消費量は年間約98kg/人(FAO, 2017)に及ぶ。生産量の7割が市場に流通しない自家用として消費されているが、その他は販売に回され、コメ農家では家計収入の約半分をコメに依存、食

料安全保障に加え農家経営上も稲作は極めて重要性が高い。全稲作耕地の約 8 割が灌漑稲作（伝統的な灌漑を含む）であるものの、単収は平均 2.7 トン/ha（MAEP, 2018）程度に過ぎず灌漑稲作としては低い水準にとどまっている。現在のコメの自給率は約 90%（MAEP, 2019）であり、コメの自給達成は食料安全保障や経済・貧困削減の観点からも重要であることから、「国家開発計画（PND, 2015 年～2019 年）」や「セクター開発計画農業・畜産・漁業（PSAEP, 2016 年～2020 年）」の中でも特に重視されている。また、2019 年 1 月に新政府が打ち出した「マダガスカル新興計画」（IEM, 2019～2024 年）には、2024 年までにコメの自給のために年間 50 万トンの生産増が目標に掲げられた。さらに、マダガスカルにおける将来の開発ビジョンである「Fisandratana 2030」（「発展計画 2030」）においては、コメの需要が高いインド洋地域の穀倉地帯として、2030 年までにコメの輸出国になることを目指している。

マダガスカルは「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」支援対象国の第 1 グループに属しており、JICA は CARD の推進に向けて主に適正栽培技術の開発・普及と流域管理（環境保全）の両面から協力を展開してきた。「中央高地コメ生産性向上プロジェクト（PAPRiz）」（2009 年 1 月～2015 年 7 月）では、コメ生産性向上のための技術開発に取り組み、モデルサイトにおいて単収 3.7 トン/ha を実現した。その後継案件である「コメ生産向上・流域管理プロジェクトフェーズ 2（PAPRIZ2）」（2015 年 12 月～2020 年 11 月）では、より多くの稲作農家への技術普及を図るため、中央高地 5 県に加え、周辺 6 県への面的拡大を図り、持続的な稲作生産技術普及のためのビジネスモデルの構築にも取り組んだ。

稲作における農業機械については、手押しの除草機が広まりつつあることと、一部の地域でハンドトラクターが使用されている以外は、ほぼすべて畜力と手作業で行われている。PAPRiz は、GFFAMMA（農業機械製造および機械化適応研修センター）にインドネシア人短期専門家を派遣し、同技術者に対し除草機、脱穀機、唐箕等の製造技術の移転を行った。また、PAPRIZ2 では、それらの機械製造の技術移転を継続して製造技術向上を図ると同時に、標準スペック等製造品の基準となる資料の取り纏めを進めた。一方で、現地においてこれら簡易農機を製造している現地職人等の製造工程における品質管理はいまだ不十分であるため、現行フェーズである「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト（PAPRIZ3）」では農業機械のさらなる普及とともに製品の品質向上のための検査体制の確立が求められている。また、ポストハーベストロス率は 14.8%（PAPRiz, 2012）と推計され、コメの輸入量を上回る約 60 万トンに匹敵することから、ポストハーベストロスの軽減が優先的に取り組むべき課題の一つとして挙げられる。将来的には、近隣諸国に対するコメの輸出を目指していることから、精米等による品質向上も求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「コメセクター生産性向上及び産業化促進支援プロジェクト（PAPRIZ3）」短期専門家として、農業機械のさらなる普及とともに製品の品質向上に向けた検査体制確立のために、マダガスカル農業機械製造適応センター（CFFAMMA）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、CFFAMMAの指導員による小型農業機械（除草機、脱穀機、唐箕等のうち少なくとも1つ）の製造工程マニュアル（組み立て表）および検査項目リスト・自己検査マニュアルの作成を支援する。また、C/Pが現地農機製造業者向けに研修を実施できるように、C/P向けにワークショップを実施する。さらにポストハーベストの問題点（主に精米所）を調査し、ロス軽減、精米品質向上に関する改善策（5S、KAIZEN）を提案する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年2月上旬～2023年2月中旬）
 - ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、プロジェクトPAPRIZ、PAPRIZ2、PAPRIZ3の関連報告書等を参照し、マダガスカルの小型農機製造、ポストハーベストラスの現状と課題を把握する。
 - ② JICA経済開発部及びマダガスカル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（英文・和文）を作成しJICA経済開発部による確認ののち提出する。併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間（2023年2月中旬～2023年3月中旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICAマダガスカル事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② C/P機関や現地製造業者にヒアリングを行い、小型農業機械（除草機、脱穀機、唐箕等）各種の製造工程、技術レベル、製造体制等を整理し、適正な製造および品質管理に関する課題を抽出する。
 - ③ 製造工程の現状を元に、各種農業機械の適切な製造に必要な製造工程、検査項目と検査手順等について検討する。
 - ④ C/Pとともに除草機、唐箕、脱穀機のうち1つの製造工程マニュアル（組み立て表）、自己検査マニュアルのドラフト版を作成する（英文で作成し、C/Pもしくはプロジェクトスタッフがマダガスカル語に簡易翻訳）。
 - ⑤ ④で作成したドラフト版を現地製造業者に提供し、マニュアルとして機能するか実際に試用してもらい、その結果を内容に反映させる。
 - ⑥ ④で作成したドラフト版を複数の現地製造業者に提供し、専門家の第2次現地業務期間までに同マニュアルをもとに機械の組み立て及び自己検査を

行うよう C/P に指示する。

- ⑦ ④で作成したドラフト版をもとに残りの農業機械については、C/P が作成するように指示する。
- ⑧ 同時期に JICA の別事業として KAIZEN 研修のパイロット活動を予定しているモーリシャス人専門家（5S、KAIZEN）とともにアンチラベ市の精米所を訪問し、ロス軽減、精米品質向上の観点から協議する。
- ⑨ 第1次現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告のうえ、特筆すべき質問やコメントが出された場合はそれらも報告書に含めることとする。
- ⑩ JICA マダガスカル事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3） 第1次国内整理期間（2023年3月中旬～2023年3月下旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（4） 第2次国内準備期間（2023年4月下旬～2023年5月上旬）

第2次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。

（5） 第2次現地業務期間（2023年5月上旬～2023年6月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次派遣期間で作成したドラフト版の製造工程マニュアル（組み立て表）、自己検査マニュアルの改善点を C/P、現地製造業者に聞き取りを行う。また、C/P が作成した残りの農業機械のドラフト版について評価・指導する。
- ③ ②の聞き取りをもとに、改定版（英語）を取りまとめる。ただし、仏語、マダガスカル語への翻訳はプロジェクトのインハウスコンサルタントが行う。
- ④ ③で作成した製造工程マニュアル（組み立て表）、自己検査マニュアルを基に C/P が現地農機製造業者向けに研修を実施できるように、C/P 向けにワークショップを実施する。
- ⑤ C/P が現地農機製造業者向けにワークショップを行い、その実施方法等について指導する。
- ⑥ ポストハーベストの問題点（主に OFFAMMA のあるアンチラベ市周辺の精米

所)を調査し、ロス軽減、精米品質向上に関する改善策(5S、KAIZEN)をCFFAMMAおよび農業畜産省の職員に提案する。

- ⑦ 第2次現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書(英文)をC/P機関に提出し、報告のうえ、特筆すべき質問やコメントが出された場合はそれらも報告書に含めることとする。提出された英文を元にプロジェクトが仏語訳を行う。
- ⑧ JICA マダガスカル事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 帰国後整理期間(2023年7月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を取りまとめる際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載し、現地渡航において、C/Pやプロジェクトチームとの議論を深め、改定を重ねる。

英文2部(JICA マダガスカル事務所、C/P機関へ各1部)

和文2部(JICA マダガスカル事務所、JICA 経済開発部へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書

第1次現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文2部(JICA マダガスカル事務所、C/P機関へ各1部)

和文2部(JICA 経済開発部、JICA マダガスカル事務所へ各1部)

(3) 専門家業務完了報告書(英文3部、和文2部)

2023年7月10日(月)までに提出。

現地業務期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文及び英文)を、JICA 経済開発部及びJICA マダガスカル事務所に提出し、報告する。

英文3部(JICA 経済開発部、JICA マダガスカル事務所、C/Pへ各1部)

提出された英文報告書は、プロジェクトで仏語に翻訳する。

和文2部(JICA 経済開発部、JICA マダガスカル事務所へ各1部)

C/Pと協働して取りまとめた製造工程マニュアル(組み立て表)、自己検査マニュアルについては業務完了報告書に参考資料として添付して

提出することとする。体裁は、簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下の経路を標準とします。

日本⇄パリ⇄アンタナナリボ

日本⇄アジアスアベバ⇄アンタナナリボ

日本⇄香港⇄アジスアベバ⇄アンタナナリボ

日本⇄バンコク⇄ナイロビ⇄アンタナナリボ

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でマダガスカル入国時の隔離期間は不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

③ 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。本プロジェクト専門家としては、他にチーフアドバイザー/投入財供給制度構築、連携・普及/農民組織、業務調整/農家経営、種子生産/ポストハーベスト改善、稲作、水利組合・灌漑業務調整 2 専門家が派遣され従事しています。

④ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：必要に応じてプロジェクトが手配
- エ) 通訳傭上：あり（プロジェクトが手配）
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：C/P施設内における執務スペースを提供する予定（インターネットはプロジェクトが提供するポケットWi-Fiを使用）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・プロジェクト要請書
- ・PAPRI1z、PAPRI2Z 農業機械短期専門家（インドネシア人）報告書（英文）
- ・PAPRI2Z 作成の小型農業機械標準型設計図

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上